

標準報酬制に移行しました ②

今月は、標準期末手当等の額の決定についてご説明します。

標準期末手当等の額は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に受けた期末手当等の額に基づいて決定します。

期末手当等にかかる端数処理や最高限度額については、平成27年9月までと同様で、実際に支給された期末手当等の1,000円未満を切り捨てて標準期末手当等の額とし、この額をもとに掛金等が計算されます。

また、標準期末手当等の最高限度額については、下の表のとおりです。

6月、12月に標準期末手当等の額を決定したときは、共済だより10月号でお知らせしたとおり、決定通知書を所属所の共済事務担当者を通じて当月末頃に配付いたしますので、内容のご確認をお願いいたします。

〔標準期末手当等の最高限度額〕

区 分	27年10月～28年3月
	全組合員
短期分及び福祉分	5,400,000円(年度を通じて)
長期分 (厚生年金保険料及び 退職等年金給付)	1,500,000円(支給一月につき)



■平成27年10月1日から短期給付の計算方法が変更になりました!!

標準報酬制移行に伴い、平成27年10月1日から短期給付の計算方法が次のとおり変更となりました。

給付の種類		平成27年10月1日から	平成27年9月30日まで
休業給付	傷病手当金	1日につき 標準報酬の日額 × 2/3	1日につき 給料日額 × 2/3 × 1.25
	出産手当金	1日につき 標準報酬の日額 × 2/3	1日につき 給料日額 × 2/3 × 1.25
	休業手当金	1日につき 標準報酬の日額 × 50/100	1日につき 給料日額 × 60/100
	育児休業手当金	1日につき 標準報酬の日額 × 50/100 (育児休業開始から180日に達するまで 67/100)	1日につき 給料日額 × 50/100 × 1.25 (育児休業開始から180日に達するまで 67/100)
	介護休業手当金	1日につき 標準報酬の日額 × 40/100	1日につき 給料日額 × 40/100 × 1.25
災害給付	(家族) 弔慰金	弔 慰 金：標準報酬の月額 家族弔慰金：標準報酬の月額 × 70/100	弔 慰 金：給料の1月分 × 1.25 家族弔慰金：給料の1月分 × 1.25 × 70/100
	災害見舞金	損害の程度に応じて 定められた月数 × 標準報酬の月額	損害の程度に応じて 定められた月数 × 給料 × 1.25

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306